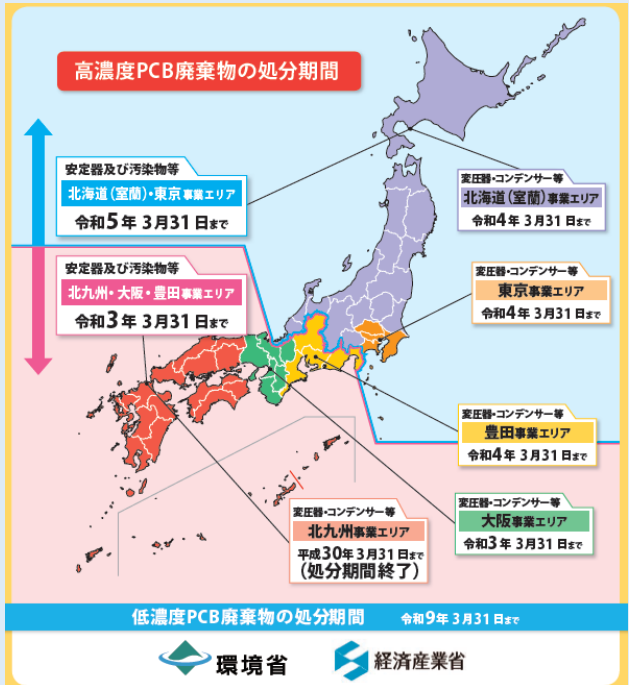


絶縁油中の微量PCB分析のご案内

PCB廃棄物は、定められた期間内に処分しなければなりません。
期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。(下図参照)



高濃度PCB廃棄物の処分期間

- 安定器及び汚染物等
北海道(室蘭)・東京事業エリア
令和5年3月31日まで
- 安定器及び汚染物等
北九州・大阪・豊田事業エリア
令和3年3月31日まで
- 変圧器・コンデンサー等
北海道(室蘭)事業エリア
令和4年3月31日まで
- 変圧器・コンデンサー等
東京事業エリア
令和4年3月31日まで
- 変圧器・コンデンサー等
豊田事業エリア
令和4年3月31日まで
- 変圧器・コンデンサー等
北九州事業エリア
平成30年3月31日まで
(処分期間終了)
- 変圧器・コンデンサー等
大阪事業エリア
令和3年3月31日まで

低濃度PCB廃棄物の処分期間 令和9年3月31日まで

環境省 経済産業省

環境省 早期処理情報サイトより <http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

昭和28年(1958年)から昭和47年(1972年)に国内で製造された変圧器、コンデンサー等には絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

平成2年(1990年)頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があることが知られています。

平成3年(1991年)以降製造されたコンデンサー絶縁油ではPCB汚染の可能性はないとされている一方で、メンテナンス時に絶縁油を入れ替えることのできる変圧器等ではPCB汚染の可能性がります。

平成6年(1994年)以降に出荷された電気機器で、絶縁油に係るメンテナンスが行われていないものはPCB汚染の可能性はないとされています。

絶縁油にPCBが使用された代表的な電気機器

- 変圧器
- コンデンサー
- 遮断機
- リアクトル
- 開閉器など



【変圧器の例】



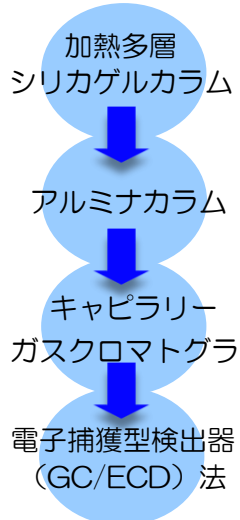
【コンデンサーの例】

PCB廃棄物等の判定濃度

廃重電機器等について、当該廃重電機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超える場合にはPCB廃棄物として取り扱う。

《 H16.2.17 環廃産発第040217005号 》

分析方法



定量下限	0.15mg/kg
納期	分析室着後 7 営業日(速報、報告書後日)

(絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定マニュアル 第 3 版 H23.5)

試料採取

弊社の専門技術員が、試料採取します。お客様が採取される場合には、専用の採取キットを無料で提供します。

使用中の電気工作物は、お客様によって電源の切断、放電等をお願いします。



【試料採取キット】

微量 PCB 分析費用補助金制度

自治体によって、微量 PCB に汚染されている可能性のある廃重電機器の PCB 分析費用に対して補助制度が創設されています。微量 PCB 廃棄物を保管している事業所の自治体ホームページまたは担当窓口へお問い合わせください。申請の受付期間、条件等について確認されることをお勧めします。(分析方法を指定している自治体もあります)

※ご要望により、塩素数別に PCB を測定可能です。

その場合の分析方法は、平成 4 年厚生省告示第 192 号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」別表第二となります。詳しくはお問い合わせください。

中外テクノス株式会社

<https://www.chugai-tec.co.jp>

お問合せはこちらまで: